

発行可能株式総数	1,200,000,000株
発行済株式の総数	531,664,337株
株主数	30,608名

上位10名の株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	出資比率(%)*
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	34,157	6.4
ジェーピーモルガン チェース バンク 380055	34,078	6.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,625	5.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)	18,686	3.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,494	2.9
日本生命保険相互会社	12,009	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・三井住友銀行退職給付信託口)	11,875	2.2
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	10,801	2.0
ステートストリートバンク アンドトラスト カンパニー	9,273	1.7
大同生命保険株式会社	9,040	1.7

※発行済株式の総数から自己名義株式数を除いて算出。

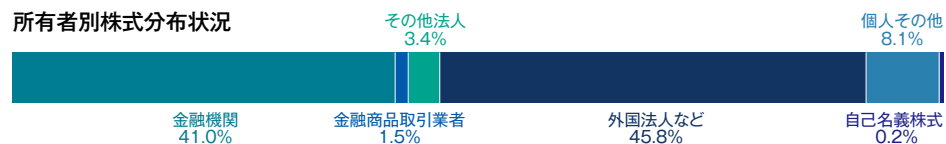
(注)株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式会社三菱東京UFJ銀行ほか5名の共同保有者から大量保有報告書により当社の株式を以下のとおり保有している旨の報告を受けていますが、当社として当第2四半期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上位10名の株主の状況に記載しています。

大量保有報告書提出会社	報告義務発生日	保有株券などの数	株券などの保有割合
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(共同保有)	2007年12月10日	51,715千株	9.7%

(注)以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けていますが、当社として当第2四半期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記上位10名の株主の状況には含めていません。

大量保有報告書提出会社	報告義務発生日	保有株券などの数	株券などの保有割合
フィディリティ投信株式会社(共同保有)	2008年1月15日	44,548千株	8.4%
テンプレート・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)	2008年5月15日	35,041千株	6.6%
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(共同保有)	2008年7月28日	33,959千株	6.4%

所有者別株式分布状況



2009年1月5日施行(予定)の株券電子化に伴うお知らせ

1. 特別口座について

- (1) 特別口座への口座残高の記帳  
株券保管振替制度をご利用でない(株券がお手元にある)株主さまの株式は、三菱UFJ信託銀行に開設される特別口座に記録されます。  
(2009年1月26日記録予定)
- (2) 特別口座の管理機関および連絡先  
口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂7-10-11  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
TEL:0120-232-711 (通話料無料)
- (3) 特別口座の口座管理機関における各種請求・届け出等の手続き受付の開始時期  
2009年1月26日(月)以降にお手続きが可能となります。

2. 株券電子化前後の単元未満株買い取り・買い増し請求

- (1) 買い取り請求  
2009年1月5日(月)から2009年1月25日(日)まで受付停止となります。また、2008年12月25日(木)から12月30日(火)までのご請求分についての代金お支払は、2009年1月30日(金)とさせていただきます。
- (2) 買い増し請求  
2008年12月12日(金)から2009年1月25日(日)まで受付停止となります。
- (3) 保管振替制度ご利用の株主さまは、証券会社により取り扱いの日程が異なる場合がありますので、お取引の証券会社にお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	4月1日~翌年3月31日
配当基準日	3月31日もしくは9月30日またはその他決定された基準日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先・郵送先	〒137-8081 東京都江東区東砂7-10-11 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-232-711 (通話料無料)
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
公告方法	電子公告 ( <a href="http://konicaminolta.jp">http://konicaminolta.jp</a> )。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合、東京都において発行する日本経済新聞に掲載。
株主名簿管理人の「取次所」の定めについて	株券電子化後、株主様の各種お手続きは原則として口座を開設されている証券会社経由で行っていただくことになるため、株主名簿管理人の「取次所」は株券電子化の実施時をもって廃止します。なお、未受領の配当金のお支払いについては、引き続き株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行の本支店でお支払いします。